

郷土資料編

昭和四十八年三月二十五日

第五十四回史跡めぐり資料

(岩井市の平持門及び親鸞)

講師

今井隆助先生

第五十四回 史跡めぐり案内

越谷市郷土研究会

日時 三月二十五日(日) 午前九時三十分 北越谷東口集合

コース

北越谷→野田→岩井市警察前下車→

平将門①富士見の馬場

② 国王神社

③ 島広山の館

④ 石井の址

⑤ 延命寺・島薬師(昼食)

観覧① 三村の妙安寺(国の重要文化財・聖徳太子木像)

② 辺田(家)の西念寺

年譜	西紀	寧	頃
1	延喜三十四年	平将門相馬郡寺田に生る	
2	?	上京 藤原忠平に仕う	
3			
4	延長九	帰京 女論により争を始む	
5	承平五十四年	野本村(川西の野山)に源扶、隆・繁の戦死	
6		石田を焼打 国香と合戦	
7		源護と合戦	
8	五五	貞盛在京、父の死をきく	
9	五五	将門鎌輪(鎌庭)による	
10	六六	川曲(河内)の戦	
11	六七	貞盛の合力、良兼と上総を出发	
	六七	香取社前をすく、翌朝水守の営に着	
	六七	将門下野へ出発、敵を国府の西から逃す	
	六七	源護告訴するにより(去る五、一二月の官符をもち)着番長ら東下す	

12	六〇七	将門上京、朱雀天皇元服に大赦さる
13	七八	子飼の渡良兼に破らる
14	七八	栗栖院常羽御廐(栗山観音)を焼かる(平良兼が多治経明とつ)
15	七八	堀越(堀籠)の渡の陣に病む
16	七八	幸島郷芦津に妻をかくす、妻救出さる
17	七九	良兼幸島道を経て帰国
18	七九	将門服織宿(羽島)を焼く
	七九	良兼弓袋(湯袋峠)に逃ぐる
	七九	良兼・護、貞盛らに将門追捕の官符来たる
	七九	丈部子春丸石田に来る 将門の本陣のスバイを頼まれる
	七九	同岡崎(尾崎)から石井(岩井)営所に着
19	七二	良兼結城寺をすぎて石井に向う(夜襲のため)

七二二五年前時合戦撃退す

20 八二一

武蔵権守興世王介源経基ら足立郡司武蔵武芝と衝突せるを将門調停しならず同経基、将門を謀叛と訴う

21 八二九 九三八

貞盛を東山道に追ひ十曲川に合戦 貞盛逃れて上京し糾断状をうく

天慶元 五三

改元

貞盛帰国す

22 一〇月

同陸奥守平維扶を下野国府に訪う 将門貞盛を討つ

二二三八 九三九

将門糾断の符下る 同関東五ヶ国の解文を得て弁す

興世王将門を頼る

藤原玄明、常陸国司藤原維茂に

挽し将門をたよる

将門同国府石田を襲い維茂、為

憲父子を捕え国印を奪う

二九日帰還

23 二二二二

25 二二二二

将門下野国府に国守藤原公雅をうつ 印を呈上して上京(追放されて)

26 二二二五

同 上野国の介藤原尚範から印鑑をとる 平新皇と称する 大政大臣忠平へ奏上す

27 二二二九

石井帰還 弟将平 近臣伊知良経の忠言をしりぞく

叙任 宰相兼上総介 興世王

叙任官 玄茂 下野守 平将頼

上野守 多治経明 常陸介 玄茂

安房守 文屋好立 下総守

平将為 相模守 平将文 伊豆守 平将武

亭南(石井)に宮城をたてる企

相馬の大井津(大井沢)を大津

になぞらう

新皇相模から帰る

常陸涸沼に貞盛妻扶妻を捕う

29 二二二九

五月 九日

30 三二二	31 三二二 後三時	32 三二二	33 三二四 後三時	三六中
下野の秀郷根拠地附近の戦	新皇 貞盛秀郷と水口（結城郡）に合戦退却す	同 境に乗りし貞盛、秀郷と染谷川に戦う退いて広江（飯沼）の辺にかくる	北山（岩井）に戦死す 将門の首京に送らる 結縁の帰任は（一五回） 弟ら追捕殺さる 褒賞は経基従五位下 貞盛正五位下 秀郷従四位下	将門記 記し了る
<p>国香 貞盛</p> <p>良兼 将門</p> <p>良正 将平</p> <p>良文 将文</p> <p>良文 将為</p> <p>良文 将武</p> <p>平高望 将平</p>				

以下 今井隆助著「猿島の郷土史」より抜粋
解説

地図19

良兼は如何にもして将門を討とうと欲し機会をまわっていたところ将門の駆使である。又部の子春丸が親戚の常陸、石田庄の由家に往來した。時に良兼は子春丸を利用して注進を得て将門を害そうと考えて呼び迎えて氣をひいてみると子春丸は直ぐに応じて田夫一人を借りて将門方の様子をみさせてたいと答えた。良兼は練絹一疋を与えて実行したならば來馬兵となし穀米も衣服を賞与しようといった。子春丸は件の田夫を連れて豊田郡岡崎（尾崎）の私宅に帰り、明朝炭を荷って石井の營所に到り、一西日宿直して田夫に兵具の置所（兵庫）将門の寢室の東西の馬打（取址かと思われるが、早打の地あり）南北の出入を見知らせた。使者はかえつて具に良兼に告げたので夜討をしようと承平七年十二月十四日の夕方

井の營所に発向した。その兵は八十餘騎、亥の刻（午後十時）である。結城郡法（結城寺）の目的地石井に通ずる路に着いた頃将門の物見兵（この辺に坂田氏なる部將がいたという）が紛れこんで鳩鴨橋（新宿村の釜橋）でひそかに前に立ち石井に馬ととばし華を告げた。主従忙しく走り廻り男女共にさわいだ。敵は卯の尅（前六時）に宿を圍んだ将門の兵は十人に足らないが、大いに奮戦し、先ず敵の上級の兵士多治良利を射計四十餘人を仆したので逃れ散った。

地図20

これより先承平八年春二月武蔵守（権寺）興生王、介源経基、足立郡司判官代武蔵武芝とともに各々相手に統禦されまいとして争ったが興生王が無道で郡司の武芝は正当で民もなついているし、今までの国司は租税の未進を督促するようなこともなく納税がおくれてもとかめなかつた。この権守は正式の辞令がまだきないのに郡内に入る

うとしたので武芝は前例とはたがうことわり、これに対し国守は無礼なりとし、武力によって入部した。武芝がかくれると舎宅には封をされ、民家をもさがしまわった。

国司らは何度も賦を重くしようとし、従者らは手をくんで財を盗み、隠れ、運んで民に損をかけている。属官らが、彼らが悔い改めるよう勅告した一書状を国府の前にわざわざ落としたので悪政の有様が武蔵の国、郡全体にわかってしまった。武芝は彼が国家の財を流用したといううわさをきくと、これらを返還してほしいと屢々書状を呈したが、改めようとする様子がなく、興世王らは合戦の用意までした。将門はこれらの事をきいて彼らは親戚ではないが、これを仲裁しようと考えて武蔵国に兵を率いて出かけ、武芝のいる場所についた。武芝から国司らが兵や家族をつれて比企郡狹服の山（狭山）に登るとき共にそこに向って出かけた。

興世王は国府に出たが介経基は山を離れな
い。数兵を領け、和談中に武芝の後陣の兵
が経基の兵の屯営を囲んだので経基は驚い
て逃げ去ったということが国府にきこえた
。将門は専志とちがってしまったので下総
の国に帰った。以上をみると将門はもとは
東国の平和の維持につくす志をもっていた
のである。経基は権守と将門が武芝におだ
てられて自分を殺すのだと疑って恨みなが
ら上京した。そして報復しようとして彼ら
は謀叛したと虚をつくりあげて太政官に奏
した。都もその附近も大さわぎになった。

番号27

興世王は世話役である玄茂らと新皇の宣旨として諸国の除目叙任を行った。

下野守平将頼 上野守 常羽御廐别当多治

経明

常陸介藤原玄茂 上総介 武蔵権守興世王
安房守文屋好立 相模守平将文

伊豆守平将武に愛領を定めて帝都を建てる

企をした。

番号32

新皇は石井より出迎え、染谷に陣取ったが、衆寡敵せず。将門は石井を兵火からのがれさせためか、貞盛軍をおびき入れようと謀って幸島の広江（飯沼）の猿島側に隠れた。も一つの目的は鎌輪の守兵を招くため葦津郷（和名抄）にある猿島の一郷で即逆井から沓掛村^{（おがかり）}に来たものである。貞盛は左者に側近らと相談し、岩井をうっべくあれこれと作戦をたて新皇の妙へ対し屋や将門味方の家を焼掃ったので人影もない、ごく僅かにその地に残留していた僧侶や百姓たちは山林に逃げこみ、子女は方角を失って逃げまどった。常陸の貞盛らの軍で自分らが損耗されたことを恨まないで将門の失態を歎いた。

其日貞盛らは将門を尋ねたがみつからないのでその翌朝甲冑を身につけ、退き、遁れる場所を案じていた兵はいいば恒例の八十余

人はなく、手近の鎌輪の兵も未り、集まらないうちに性急に広江のほとりから四百余人を率いて幸島の郡の北山を後にして陣を張って待った。この北山は郡衙所在地となつた上岩井の北方の林である。郡衙の辺は将門亭、対屋の所在地で本拠ともいふべき地である。十四日未申の尅（午後二時から四時頃までの間）合戦した。始め新皇は順（北）風を得て貞盛、秀郷は吹下に立った。烈しい暴風で木の枝を鳴らし、風立ち上げしく土塊（岩井では黄土）を吹き飛ばした。新皇将門方の兵士の身より前方南に並べておいた楯は追風に前方に仆れ、貞盛方の楯は兵士の北側にならべておいたが、逆風であるから後にいる兵士の面をうった。楯は役立たなくなつたのです。合戦の時貞盛の中陣は奇襲をしかけたが、新皇の従兵は馬をそろえて迎え撃ち八十余人を討ちとり皆退い帰ってしまった。新皇の陣は貞盛勢の逃げ足について追跡したら貞盛、

秀郷 爲憲らの伴類二十九百余人皆逃げ去り、精兵三百人が遺ったばかりである。この兵ら是对応すべきすべを失って立ち巡っている間に遷つて順風を得、新皇は貞盛らに占領されていた本拠（島広山辺）に帰つて吹下に立った。

貞盛秀郷らは身命をすてて力戦した。新皇甲冑をつけ駿馬にまたがって親ら戦つた。ところが馬追まず鎗矢に中つて戦死してしまつた。秀郷が首をとつた。将門の戦死した年は三十八才位と推定する。

下野の国より解文を添え天慶三年四月二十五日を以て其の額を差上げた。

神は靈の昇天し、且つ留まるところに祭られるから将門を祭る国王神社の他か或はその近辺が戦死の地であろう。しばらく賦名をおびたが朱印地を与えられている。時に不利な場合もあつた、特に明治維新皇國精神の高揚した場合は祭神を大國主命とされた事があり、官憲から干渉もあつた。又

国王神社のよび名が妥当だとする説もあつた。